

非常事態発生時における対応について

春光うらかな季節、皆様方におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動へのご理解ご協力を頂き、ありがとうございます。

さて、本校では非常事態発生時における対応について下記のような対応をいたしますので、ご承知おきください。

記

1 登校前に警報が発表されている場合

「尾張西部」「尾張東部」「知多地域」に出された警報が該当します。

	登校について	備考
特別警報 暴風警報 暴風雪警報 避難勧告 避難指示	午前6時までに解除されない場合 午前中の授業は中止です。 午前10時までに警報が解除された場合 昼食を済ませて12時10分までに登校して午後の授業を実施します。 午前10時をすぎても解除されない場合 すべての授業を中止します。	避難勧告・避難指示は、子供の住んでいる地域で発表されている場合も、本校所在の名古屋市で発表されている場合も警報発表時ととらえます。
大雨警報 洪水警報 大雪警報 南海トラフに関する臨時情報	原則通常通り授業を実施します。 学校から「自宅待機」の連絡が無い場合は、安全を確認の上、登校させていただきます。	保護者の方が危険と判断されたら、登校を見合わせてください。 その場合は学校へ連絡してください。

2 登下校中・在校中に警報が発表された場合

	登校中	下校中	在校中
特別警報 暴風警報 暴風雪警報	○原則そのまま登校 ・公共交通機関や道路の状況によっては、安全な場所に避難するか自宅へ引き返す。	○原則そのまま下校 ・公共交通機関や道路の状況によっては、安全な場所に避難するか学校へ引き返す。	○全ての教育活動を中止し、直ちに帰宅 ○附幼・附小に弟妹が在学し事前に届け出てある家庭のみ出迎え下校です。中学校教室で子供を引き取ってから附幼・附小に行くようにしてください。
避難勧告 避難指示			○学校待機 ・状況によっては引き取りを依頼する場合があります。

3 登下校中・在校中に地震が発生した場合

登校前	登校中	下校中	在校中
<p>震度5強以上の地震</p> <p>○登校を見合わせて学校から連絡があるまでは自宅待機</p>	<p>○原則そのまま登校・公共交通機関や道路の状況によっては、安全な場所に避難するか自宅へ引き返す。</p>	<p>○原則そのまま下校・公共交通機関や道路の状況によっては、安全な場所に避難するか学校へ引き返す。</p>	<p>○学校待機</p> <p>・状況によっては引き取りを依頼する場合があります。</p>

4 公共交通機関の停止に関する措置

- 平常通りの日課で授業を行います。ただし、該当する交通機関を利用する児童については、欠席・遅刻扱いをしません。
- 大規模な交通機関の停止の場合は、臨時休校とする場合があります。

5 その他

- 非常事態発生時には通信網の混乱も予想されるため、TRメールでの家庭連絡は基本的には行いませんので、このプリントを基に各家庭で判断して下さい。臨時で措置等についてのTRメールが出された場合には、その内容に必ず従って下さい。
- 悪天候などの非常事態が予想される場合、大学からの指示により児童の安全確保を配慮し、前日の段階で翌日を休校とさせていただく場合があります。
- 警報等の確認は、テレビのデータ放送(dボタンを押す)やインターネット(気象庁「防災気象情報」など)、電話(177)などでできます。
- TRメールの返信以外で学校へ連絡する場合には、電話かFAXを使って下さい。
- 登下校中に非常事態が発生した場合には、教職員が砂田橋駅付近に出向き登下校指導を行います。保護者の方々も通学経路途中までのお迎えをお願いします。
- お住まいの地域や通学経路上の地域に各種警報、避難勧告・避難指示が発表され、該当地区に発表されていない場合でも、ご家庭の判断で登校を見合わせて下さい。登校を見合わせる場合は必ず学校に連絡して下さい。
- 洪水警報のように、上記の警報以外の警報等が出された際には、お子様の安全を配慮し、各ご家庭でご判断下さい。登校を見合わせる場合には必ず学校に連絡して下さい。
- 非常事態発生時においても、自家用車での送迎はしないで下さい。
- 出迎え者は原則的に保護者(父親あるいは母親)とさせていただきます。来校の際は、「入構許可証」を必ず携帯してください。(「入構許可証」を携帯していない場合、身分証明書(保険証・運転免許証等)の提示を求める場合もあります)ご家庭の都合により、保護者以外の方を出迎え者としてお考えの場合は、別紙「出迎え者の確認表」にて必ず担任にその旨をお伝えください。本校に在学する知り合いの方に依頼する場合は、確実に連絡を取り合った上でご記入ください。7月の個人懇談会において、出迎えを依頼された方に確認をさせていただきます。
- 年度途中で、出迎え者を変更する場合は必ず必ず担任にその旨をお伝えください。
- 保護者及び出迎え者としてご報告のあった方以外には、お子様をおかえしすることができません。